

## 南小国町コロナ感染症対策支援補助金交付要項

### (目的)

第1条 「南小国町コロナ感染症対策支援補助金（以下「補助金」という。）」は、南小国町において新型コロナウイルス感染症の影響がある事業者に対して、感染予防対策及び事業活動の減衰からの再起を促進し、地域経済の持続可能性の回復を図るため、経営資源の改善を支援することを目的とする。

### (交付の対象)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、南小国町内に本店を置く宿泊業を除く商工会員、商工会員の加入を申請した事業者又は南小国町商工会会長（以下「会長」という。）が適当と認める事業者（以下「対象事業者」という。）が、町内の店舗又は事業所において事業を継続する上で必要な感染防止対策（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、会長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

### (補助内容)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助上限額については、別表のとおりとし、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第4条 対象事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に会長が定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書は、町内に複数の店舗又は事業所を有する対象事業者については、店舗又は事業所1箇所につき、1部ずつ提出することができるものとする。

3 申請期限は、9月30日（水）までとする。

### (交付決定の通知)

第5条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を対象事業所に送付するものとする。

2 会長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 会長は、令和2年4月7日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、その事業が本補助金の交付の目的に照らして適正であると認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第6条 対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に会長に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第7条 対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 対象事業者は、第1項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による補助金計画変更(等)承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、20パーセント以内の増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、対象事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において、様式第4による補助金変更承認通知書を対象事業者に送付するものとし、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 対象事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して14日を経過した日までに様式第5による実績報告書及び補助対象となった店舗又は事務所に関する「感染防止対策チェックリスト」(熊本県作成)を作成し、会長に提出するとともに、同チェックリストを補助対象となった店舗又は事務所内において、実績報告書を会長に提出した日から起算して1年間又は会長が掲示の必要がないと認める日までのいずれか短い期間掲示しなければならない。

2 実績報告の最終期限は、11月30日(月)までとする。

(補助金の額の確定等)

第10条 会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により対象事業者に通知する。

(補助金の支払)

第11条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算払請求書に支払を受けようとする金融機関口座に係る通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の写しを添えて会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 会長は、補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 対象事業者が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 対象事業者が、別紙の誓約事項に違反した場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(暴力団排除等に関する誓約)

第13条 対象事業者は、別紙の誓約書の記載事項について補助金の交付申請前に確認の上、交付申請書の提出の際に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年8月11日から適用する。

別表

補助金の名称	補助事業		補助率	店舗又は事業所 1箇所当たりの 補助上限額
	補助対象経費の 区分	内容		
南小国町コロナ 感染症対策支援 補助金	南小国町コロナ 感染症対策	<p>・感染防止に必要な物品の導入及び施工。</p> <p>空気清浄機、換気システムの購入・施工、消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入。</p> <p>マスク、マスク入れ（ビニール袋等）アクリル板、フェイスシールド、体温計の購入。</p> <p>手袋、石鹸、洗浄剤、漂白剤の購入。</p>	4分の3を上限とする。	<p>客用店舗内スペース又は事務所内スペース（その店舗又は事業所内において、日常的に一般の客及び社外の者に開放されているスペースとして会長が認めるものをいい、飲食店については厨房部分を含む。）の面積に応じて、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50 m<sup>2</sup>以下 10 万円</li> <li>・ 51～75 m<sup>2</sup> 15 万円</li> <li>・ 76～100 m<sup>2</sup> 20 万円</li> <li>・ 101～125 m<sup>2</sup> 25 万円</li> <li>・ 126 m<sup>2</sup>以上 30 万円</li> </ul>